

# 介護保証委託約款

この介護保証委託約款（以下「本約款」という。）は、申込者が株式会社シャイニング（以下「保証会社」という。）に対し、申込者と高齢者施設との間で締結された介護契約（以下「原契約」という。）において負担する債務について、以下の規定に基づき保証人となることを委託し保証会社がこれを受託することにより成立する保証委託契約（以下「本契約」という。）の内容を定めることを目的とする。

## 第1条（保証の範囲）

1. 申込者は、保証会社に対し、申込者が原契約に基づき高齢者施設に対して負う債務のうち、1か月分の入居費を上限とする。ただし、以下の各号の債務を除くものとする。
  - (1) 原契約に定める違約金の支払い債務
  - (2) 原契約の債務不履行その他の理由による損害賠償債務
  - (3) 前各号に定めるほか、高齢者施設と別途締結される契約（以下「保証契約」という。）において保証会社が債務を履行する責を負わないとされた債務

## 第2条（保証期間）

本契約の保証期間は、原契約が有効に成立し、申込者が次条に定める保証料を支払った日から、保証債務が消滅する日又は対象債務について債務不履行が生じた日の属する月の末日のいずれか早い日までとする。

## 第3条（保証料等の支払）

1. 申込者が保証会社に対して支払うべき保証料は、10,000円（消費税抜）と月額1,000円（消費税抜）とする。
2. 保証会社は、申込者に預り金（施設利用料の3か月分）を求めることが出来る。
3. 申込者は、入居する日までに、保証会社に対し、前項に定める保証料を支払うものとする。ただし、緊急等やむをえない場合はこの限りでない。

## 第4条（保証債務の履行）

1. 申込者が対象債務の履行の全部又は一部を行わないときは、保証会社は申込者に対して何ら通知、催告することなく、保証債務の履行をすることができるものとする。
2. 申込者が対象債務の履行の全部又は一部を行わないことについて正当な事由があるときは、申込者は、原契約に定める対象債務の履行期日の前日までに、保証会社に対して当該事由を通知しなければならないものとする。
3. 申込者は、前項の通知を怠った場合、前項の事由の存在を理由に保証会社に対する償還

を拒むことはできないものとする。

4. 保証会社が保証債務を履行した場合には、高齢者施設が申込者に対して有していた一切の権利が保証会社に承継され、申込者は、これに対して何らの異議を述べることはないものとする。
5. 保証会社が高齢者施設に代位して行う申込者に対する権利の行使に関しては、本契約の各条項が適用されるものとする。

#### 第5条（求償）

保証会社が保証債務を履行した場合、申込者は、次の各号に定める求償権及び関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとする。

- (1) 前条により保証会社が保証を履行した全額
- (2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額
- (3) 第1号及び前号の金額に対する、保証会社が保証履行した日の翌日から申込者が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合（年365日の日割り計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割り計算）による遅延損害金
- (4) 保証会社が申込者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の総額

#### 第6条（事前求償）

1. 申込者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証会社は、保証債務の履行前であっても、申込者に対し事前に求償権を行使することができるものとする。
  - (1) 原契約又は本契約の各条項に一つでも違反したとき
  - (2) 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。
  - (3) 仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
  - (4) 破産、特別清算開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社再生手続開始の申し立てがあったとき
  - (5) 保証会社の責めに帰すことのできない事由により保証会社に申込者の所在が不明となったとき
  - (6) 申込書に虚偽の記載があることが判明し、求償権の保全が必要と認められる場合
  - (7) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合
2. 申込者は、保証会社が前項により申込者に対して求償権を行使する場合、申込者が民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾するものとする。

#### 第7条（弁済の充当順序）

申込者が保証会社に弁済した金額が、保証会社に対する本契約から生じる償還債務、保

証料債務、損害金、その他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社は、保証会社が適当と認める順序及び方法により、充当することができるものとする。

#### **第8条（届出、調査及び報告）**

1. 申込者は、氏名、勤務先、住所等の保証会社に届け出た事項について変更があったときは、直ちに保証会社所定の届出をし、保証会社の指示に従うものとする。
2. 申込者は、前項の届出を怠ったため保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、その通知等の効力も通常到達すべき時に生じることに異議を述べないものとする。
3. 申込者は、財産・収入・信用等について、保証会社から請求があったときは直ちに報告し、また、保証会社の調査に応じるものとする。
4. 申込者は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、直ちに保証会社に報告し、その指示に従うものとする。
5. 申込者は、申込者の財産の調査について保証会社が必要とするときは、保証会社を申込者の代理人として、市町村の固定資産税台帳等の公募を閲覧することを委任するものとする。

#### **第9条（成年後見人等の届出）**

1. 申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出なければならないものとする。
2. 申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、直ちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出なければならないものとする。
3. 申込者又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項及び第2項と同様に届け出なければならないものとする。
4. 申込者又はその代理人は、第1項から前項までの届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届け出なければならないものとする。
5. 申込者又はその代理人は、第1項から前項までの届出の前に生じた損害について、保証会社に一切負担をかけないものとする。

#### **第10条（求償権の譲渡、委託等）**

申込者は、保証会社の都合により保証会社が求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べないものとする。また、申込者は、保証会社が求償権の管理、回収業

務を債権管理回収業者に関する特別措置法上の債権回収会社に委託する事についても、何らの異議を述べないものとする。

#### 第 11 条（損害賠償額の制限）

申込者は、保証会社に対して、債務不履行、不法行為その他理由の如何を問わず、原契約又は本契約に関連して対象債務の金額を超えて一切の請求をなしないものとする。

#### 第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) この契約及び銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社又は医療機関の信用を毀損し、又は保証会社又は医療機関の業務を妨害する行為
3. 申込者が暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込者との取引を継続する事が不適切である場合には、保証会社はこの保証を中止し、又は本契約を解約することができるものとする。
4. 前項の規定の適用により、申込者に損害が生じた場合にも、申込者は、保証会社に何らの請求も行わないものとする。また、保証会社に損害が生じたときは申込者がその責任を負うものとする。

### **第 13 条（追加的措置）**

申込者は、本契約の目的を達するため保証会社が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、調印を保証会社から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して保証会社に交付するものとする。

### **第 14 条（個人情報の取り扱いに関する同意）**

申込者は、保証会社による個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意するものとする。

### **第 15 条（情報の授受）**

申込者は、保証会社が本契約に関して知るに至った情報を保険会社、保証会社が同種の保証契約を締結している高齢者施設、医療機関、保証会社の営業代理店及び健康保険組合との間で授受することに予め同意するものとする。

### **第 16 条（保証委託約款の変更）**

1. 本契約の内容を変更した場合、保証会社は申込者に通知する。
2. 前項に定める変更内容に関する通知がされた後に、申込者が原契約に基づき対象債務を負担する行為を行った場合、申込者がその変更内容を承認したものとみなすものとする。

### **第 17 条（原契約の変更）**

原契約の内容が変更されたときは、当該変更に応じて、本契約の内容も当然に変更されるものとする。

### **第 18 条（公正証書の作成）**

保証会社の請求があるときは、申込者は、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きを行うものとする。

### **第 19 条（費用の負担）**

申込者は、保証会社が債権保全のために要した費用、並びに第 5 条及び第 6 条の定めに基づく求償等によって取得した権利の保全若しくは行使に要した費用を負担するものとする。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとする。

### **第 20 条（協議事項）**

本契約の定めに無い事項については、申込者及び保証会社は関係法規及び慣習等に従い誠実に協議の上処理するものとする。

**第 21 条（合意管轄）**

本契約に関し、訴訟又は調停の必要を生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

以上